# 令和2年11月 市議会環境経済委員会資料

# 第187号議案 土地の減額貸付けについて

# 【目 次】

	参考	4~5ページ
3	現況写真	3ページ
	位置図	
1	土地の減額貸付けについて	1~2ページ

商 工 部 令和 2 年 11 月

#### 1 土地の減額貸付けについて

#### (1) 概要

中園町の市有地について、長崎住吉中園商店街振興組合の公共性及び事業の 公益性等を勘案して、次のとおり減額して貸し付けようとするもの。

#### ア 貸し付ける土地

	听 在	地	番	地	目	面	積	備	考
£	崎市中園町	7 21	番	宅	地	580.74 トル	平方メー		部

#### イー貸付けの目的

商店街の駐車場の用に供するため

#### ウ 貸付けの相手方

長崎市中園町7番14号

長崎住吉中園商店街振興組合 理事長 園田 忠義

#### 工 貸付料年額

1,881,613 円

#### 才 貸付期間

令和3年1月1日から令和5年12月31日まで(3年間)

#### (2) 減額して貸し付ける理由

長崎住吉中園商店街振興組合(以下「住吉中園商店街」という。)に対しては、 平成4年当時、現行貸付地について、駐車場用地として貸し付けてほしい旨の 要望があり、当該地域における駐車場が公共性の強い施設であり、北部地域活 性化のための事業であるとの理由により、長崎市有財産の交換、譲与、無償貸 付等に関する条例及び普通財産の無償・減額貸付基準に基づき、貸付料の5割 を減額して貸し付けている。

今回、住吉中園商店街から、現行貸付地に隣接する市有地を駐車場用地として併せて貸し付けてほしい旨の申し出がなされた。

長崎市としては、住吉中園商店街は北部地域住民の消費生活を支えていることはもとより、地域コミュニティにおける重要な役割を果たしていることから、公共性が高い団体であり、また当該駐車場については、周辺地域からの買い物客の利便性向上を図るとともに、商店街を維持するために必要な施設であり、

商店街が実施している街路灯やアーケードの整備などとともに、一般公衆の利便を図るための公益的な事業であると判断している。

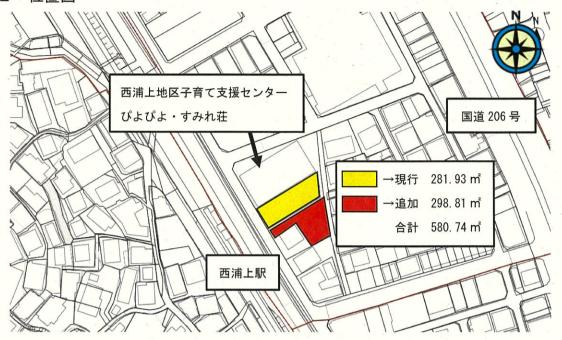
ついては、上記住吉中園商店街の公共性及び事業の公益性等を勘案して、市有地を減額して貸し付けようとするもの。

#### (3) 減額して貸し付ける金額

住吉中園商店街からは、現在の住吉中園商店街の運営状況を踏まえ、長崎市 普通財産貸付料算定基準に基づく年額貸付料 2,688,018 円から3割を減額し た額として、1,881,613 円での貸付けを希望する旨の申し出がなされている。

ついては、これまで長崎市普通財産貸付料算定基準に基づき算出された年額貸付料に、普通財産の無償・減額貸付基準に基づき適用していた減額率の最低基準が3割であること等を勘案し、当該市有地を3割減額して貸付けを行うもの。

# 2 位置図



## 3 現況写真



既貸付地



追加貸付地



追加貸付地



追加貸付地

#### 【参考①】

長崎市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(抜粋) (普通財産又は行政財産の無償貸付け又は減額貸付け)

- 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償又は時価より も低い価額で貸し付けることができる。
  - (1) 国、他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

### 普通財産の無償・減額貸付基準(抜粋)

1 「長崎市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月30日 条例第14号)第4条第1号」に規定する普通財産貸付料の減額については、次 に掲げる基準表に定めるところによる。ただし、減額を受ける団体が、貸付物 件により収益をあげる場合はその減額率を引き下げることができる。

#### 基準表

<del></del>		
貸付対象	用途	減額率
国、他の地方公共団体及び公共	直接公用又は公共の用に供する	10割以内
団体(特定独立行政法人及び地	場合	
方特定独立行政法人に限る。)	公益事業の用に供する場合	5割~7割
が使用する場合		
公共団体(特定独立行政法人及	直接公用又は公共の用に供する	10割以内
び地方特定独立行政法人を除	場合	
く。)が使用する場合	公益事業の用に供する場合	4割~6割
公共的団体が使用する場合	直接公共の用に供する場合	10割以内
	公益事業の用に供する場合	3割~5割

#### 【参考②】

1 長崎住吉中園商店街振興組合の概要

#### (1) 目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行う とともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組 合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資すること を目的とする。

#### (2) 事業

- ア 組合員の取扱品の販売に関する共同事業
- イ 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公 衆の利便を図るための事業
- ウ 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業
- エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- オ 組合員の事業に係る休日、開店または閉店の時刻等に関する指導
- カ アからオの事業に附帯する事業

## (3) 長崎住吉中園商店街振興組合への貸付けの経過

	駐車場用地として市有地の貸付け開始
平成4年	公共的団体が公益事業の用に供するとして、5割減額
	(普通財産の無償・減額貸付基準)
平成5年	振興組合が機械式駐車場を整備
平成 23 年	
12月	│機械式駐車場装置を解体し、コイン式駐車場として再整備 │